

●返戻金制度について●

当社の紹介により就職した者が入社後1ヶ月以内に本人の都合による退社または本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から以下に定める金額を求人者に返還します。

入社後 1ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 半額返納
入社後1ヶ月超～3ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 25%返戻

なお、返戻金制度は有料職業紹介契約書に別の定めをすることがあります。